

生産緑地地区の 変更について(日野市決定)



生産緑地地区とは①

市街化区域内にある農地の緑地機能を活かし、
計画的、永続的に保全することで、豊かな都市環境
を形成しようとする都市計画上の制度

➤ 役割

- ◆ 農業では・・・意欲的な農業者が安心して農業を継続できる
- ◆ 市民生活では・・・安らぎと健康を保つためのオープンスペース
- ◆ 防災では・・・火災延焼防止機能、避難路・避難所機能

生産緑地地区とは②

➤ 指定による効果

- ◆ 固定資産税や都市計画税等の課税減額
- ◆ 相続税に対する納税猶予が可能
- ◆ 建築等に対する行為制限

➤ 解除要件

- ◆ 指定後30年の経過
- ◆ 主たる従事者の死亡または故障
- ◆ 地区一帯での面積要件欠如

➤ 日野市農業基本条例・第3次農業振興計画では

- ◆ 都市農地の多面的機能を活かし農地を守ろう
- ◆ 生産緑地の保全
- ◆ 生産緑地の追加指定の継続

➤ 日野いいプラン2020では

- ◆ 「農と住が共生する」まちづくりの実施
- ◆ 都市農業に対する市民の理解の促進

➤ まちづくりマスタープランでは

- ◆ 農地については、環境保全上または防災上のオープンスペース等の農地の多面的機能にも着目し、積極的に保全していきます。
- ◆ 生産緑地の追加指定による拡充や特定生産緑地の周知・指定促進による保全を積極的行います。
- ◆ 都市緑地法や都市公園法、生産緑地法等の改正を受け、都市農地の保全と利活用を図るため、特定生産緑地の指定、生産緑地面積要件等の緩和による小規模農地の保全に取り組んでいきます。

➤ 近年の都市農地を取り巻く制度状況

◆ 生産緑地の面積要件を市町村の条例により引き下げることが可能

➤ 市で条例を制定

【公布・施行日】

平成29年9月29日

【内容】

一団で500平方メートル以上の指定要件を

一団で300平方メートル以上に変更

◆ 特定生産緑地制度

指定後30年が経過した生産緑地について、特定生産緑地の指定を受けることで、固定資産税、都市計画税の優遇や相続税の納税猶予の優遇を受けられる期間を10年ずつ延長できるようになるものです

令和3年度の変更概要

●相続等による削除	2.979ha減
・故障による削除	11件 1.457ha減
・死亡による削除	11件 1.467ha減
・その他	1件 0.055ha減

●追加指定	0.368ha増
-------	----------

●錯誤による精査	0.038ha増
----------	----------

●地区数及び指定面積

令和2年度		令和3年度
421地区		413地区
107.82ha	2.57ha減 (昨年度は1.83 ha減)	105.25 ha

削除のみを行う位置及び区域（1/2）

名称		位置	削除面積	摘要
番号	地区名			
36	新町五丁目地区	新町五丁目地内	820	地区の一部
70	平山六丁目地区	平山六丁目地内	550	地区の一部
91	西平山一丁目地区	西平山一丁目地内	2,030	地区の一部
125	西平山一丁目地区	西平山一丁目地内	1,400	地区の全部
128	西平山一丁目地区	西平山一丁目地内	2,080	地区の一部
145	西平山一丁目地区	西平山一丁目地内	1,010	地区の全部
156	西平山一丁目地区	西平山一丁目地内	520	地区の一部
159	西平山一丁目地区	西平山一丁目地内	590	地区の全部
165	西平山一丁目地区	西平山一丁目地内	4,470	地区の一部
252	西平山一丁目地区	西平山一丁目地内	1,130	地区の全部
255	西平山五丁目地区	西平山五丁目地内	500	地区の一部
271	西平山五丁目地区	西平山五丁目地内	1,840	地区の一部

削除のみを行う位置及び区域（2/2）

名称		位置	削除面積	摘要
番号	地区名			
286	西平山五丁目地区	西平山五丁目地内	780	地区の一部
292	西平山五丁目地区	西平山五丁目地内	1,670	地区の一部
317	東豊田一丁目地区	東豊田一丁目地内	120	地区の一部
318	東豊田四丁目地区	東豊田四丁目地内	780	地区の一部
353	東豊田四丁目地区	東豊田四丁目地内	1,090	地区の全部
363	東豊田四丁目地区	東豊田四丁目地内	2,030	地区の全部
425	豊田一丁目地区	豊田一丁目地内	2,550	地区の全部
426	豊田一丁目地区	豊田一丁目地内	690	地区の全部
549	豊田一丁目地区	豊田一丁目地内	1,990	地区の一部
583	豊田一丁目地区	豊田一丁目地内	330	地区の一部
586	豊田一丁目地区	豊田一丁目地内	820	地区の全部
計	23件		約29,790m ²	

追加指定地区の内訳

- 土地所有者の申請により新規に指定するもの
(募集期間 6/1~6/30) 7件 : 8地区

合計 8地区 3,680m²

追加のみを行う位置及び区域

名 称		位置	追加面積	摘要
番号	地区名			
38	新町五丁目地区	新町五丁目地内	1430㎡	地区の一部
84	東平山三丁目地区	東平山三丁目地内	100㎡	地区の一部
117	西平山四丁目地区	西平山四丁目地内	810㎡	地区の一部
129	西平山五丁目地区	西平山五丁目地内	180㎡	地区の一部
342	上田地区	上田地内	430㎡	地区の一部
377	万願寺六丁目地区	万願寺六丁目地内	100㎡	地区の一部
494	程久保六丁目地区	程久保六丁目地内	170㎡	地区の一部
598	三沢三丁目地区	三沢三丁目地内	460㎡	新規
計	8 件		約 3,680㎡	

精査の事由別内訳

事 由	地区数	変更面積
錯誤による精査	6	約380
錯誤登記	0	0
都決数値誤り	0	0
登記合わせ	0	0
公共用地	0	0
計	6件	約380m ²

追加箇所 現場写真(1/2)

117

西平山四丁目地区



494

程久保六丁目地区



598

三沢三丁目地区



38

新町五丁目地区



追加箇所 現場写真(2/2)

377

万願寺六丁目地区



342

大字上田地区



129

西平山五丁目地区

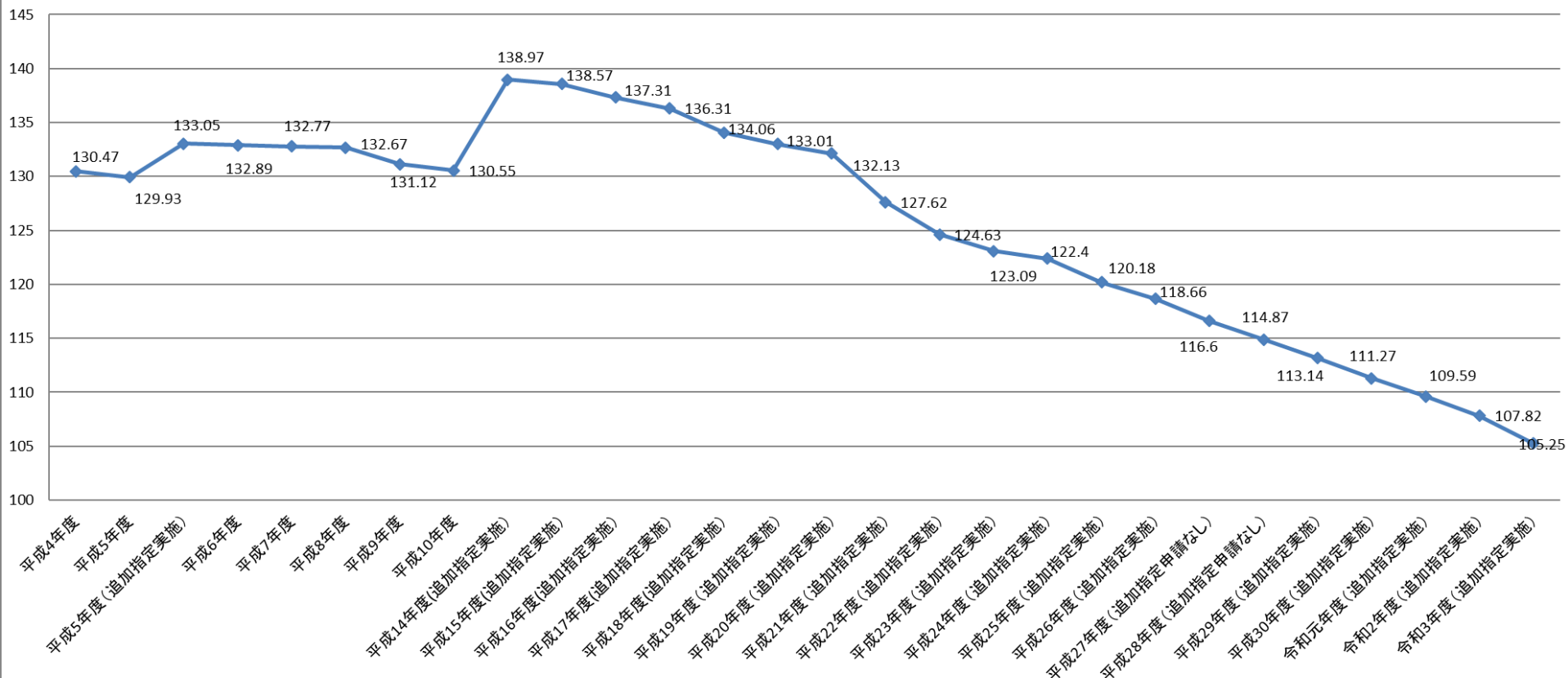


84

東平山三丁目地区



生産緑地地区の指定面積推移



これまでの経緯と今後の予定

6月1日～6月30日	追加指定申請受付
8月2日～8月20日	都市計画原案の縦覧(縦覧者: 0名)
8月10日	都市計画原案説明会の開催(参加者:0人)
8月30日	東京都に協議申出
9月28日	東京都から協議結果通知書受理
10月4日～10月25日	都市計画案の縦覧(縦覧者:1名)
10月13日	都市計画案説明会の開催(参加者:0人)
11月8日	日野市都市計画審議会へ諮問(本日)
12月下旬	都市計画決定・告示(予定)